

光市記者発表資料

令和8年5月15日

件名	光市物価高騰対応市民生活応援商品券の送付について
内容	<p>1 対象者 令和8年4月1日時点で光市の住民基本台帳に記載されている人</p> <p>2 配布する商品券の額 対象者一人当たり7,000円分（1,000円券×7枚）</p> <p>(1) 一人当たりの商品券の内訳</p> <p>ア 共通券 2,000円分（1,000円券×2枚） 全ての取扱店で使用できる商品券</p> <p>イ 小規模店舗専用券 5,000円分（1,000円券×5枚） 売場面積が500㎡未満または市内に本社や本店を有する取扱店で使用できる商品券 ※商品券が使用できる取扱店には「取扱店ポスター」を配布</p> <p>3 商品券の配布方法 令和8年5月下旬から6月中旬までに、世帯主宛てにゆうパックで順次送付</p> <ul style="list-style-type: none">・商品券のため対面配達とし、置き配は不可・宛名はカタカナ表記でお届けします。・商品券が使用できる取扱店一覧表（3/27時点）を同封します。・配達時にご不在の場合は、郵便局の不在票が投函されますので、再配達等の手続きをお願いします。（郵便局での保管期間は6/30（火曜日）まで） <p>4 商品券の使用期間 令和8年6月1日（月）から令和8年9月30日（水）</p> <p>5 商品券の使用方法 取扱店での会計時に、店内販売商品等と引き換えてください。</p> <ul style="list-style-type: none">・商品券使用後に、払い戻し（返品・返金）はできません。・商品券は、税込1,000円以上のお会計につき、1,000円ごとに1枚使用可 <p>6 商品券取扱店数 322店舗（5/14時点） ※最新の取扱店一覧は、光商工会議所のホームページからご確認ください。</p> <p>7 商品券に関する問合せ先 光市商工振興課 商品券担当 電話：0833-72-1497</p> <p>8 その他（特に呼びかけていただきたいこと）</p> <ul style="list-style-type: none">・5月下旬から順次送付しますが、使用開始日（6月1日）までに配達が間に合わない場合があります。・商品券の取扱店は随時募集しています。・商品券には使用期間があるため、期間内の積極的な使用をお願いします。
問合せ	光市経済部商工振興課商工労政係 担当：山根（電話：0833-72-1519）